公害等調整委員会の動き

１　審問（調停）期日の開催状況（平成 24 年 7 月～9 月）

平成 24 年 7 月～9 月の審問（調停）期日の開催状況は、以下のとおりです。

月　日	期　　日	開催地
7 月 2 日	文京区におけるマンション工事による振動被害原因裁定申請事件第２回審問期日	東　京
7 月 9 日	松戸市における建設工事からの騒音による慰謝料等責任裁定申請事件第３回審問期日	東　京
9 月 12 日	八潮市における道路工事等による振動被害等責任裁定申請事件第３回審問期日	東　京

２　公害紛争に関する受付・終結事件の概要（平成24年7月～9月）

受付事件の概要

品川区における鉄道騒音被害責任裁定申請事件

（平成 24 年（セ）第 6 号）平成 24 年 8 月 13 日受付

申請人は、被申請人が運行する列車から発生する騒音により、高血圧・耳鳴り・不眠等を発症し、また、電話・テレビ・会話がままならないため窓を開放することが困難であり、窓を開放したい季節にも閉め切らざるを得ない期間のエアコンの電気代金、並びに騒音が改善されない場合の防音ドア及び防音窓工事代金として、被申請人に対し、損害賠償金合計 879 万 7,500 円の支払を求めるものです。

大田区における鉄道工事からの振動等による財産被害等責任裁定申請事件

（平成 24 年（セ）第 7 号）平成 24 年 8 月 31 日受付

申請人は、被申請人が行っている鉄道高架工事から発生する振動等により、申請人事業所及び事業所備品が破損し、営業損害、並びに健康被害及び精神的被害が発生したとして、被申請人に対し、損害賠償金合計1億円の支払を求めるものです。なお、同年9月10日、健康被害及び精神的被害については、申請が取り下げられました（請求金額は8,960万円に縮減）。

福津市における下水道処理施設建設工事からの騒音・振動等による財産被害等責任裁定申請事件

（平成 24 年（セ）第 8 号）平成 24 年 9 月 20 日受付

申請人は、被申請人らの行った下水道処理施設建設工事から発生する騒音、振動等により、隣接する申請人の借り店舗の事業の売上げが減少する損害を受けた外、血圧の上昇、動悸等の健康被害を受けたとして、被申請人に対し、損害賠償金合計 1,140 万円の支払を求めるものです。

千葉県における航空機騒音調停申請事件

（平成 24 年（調）第 6 号）平成 24 年 9 月 24 日受付

申請人は、羽田発着便が、平成 22 年 6 月より、24 時間飛来し、その騒音により深刻な睡眠不足に陥り、健康に多大な影響を及ぼしたことから、被申請人らに対し、①意図的にショートカットを行い、航空燃料を節約、利益を上げる行為を停止すること、②国が認めた深夜便の海上飛行を遂行(遵守)すること、③申請人に対する羽田発着便の不法行為への抗議により端を発した嫌がらせ等の行為を停止することなどを求めるものです。

終結事件の概要

沼津市における工場からの騒音・振動被害原因裁定申請事件

（平成23年（ゲ）第11号）

１　事件の概要

平成 23 年 12 月 27 日、静岡県沼津市の住民 1 人から、建設会社を相手方（被申請人）として原因裁定を求める申請がありました。

申請の内容は以下のとおりです。申請人が、長年騒音・振動に苦しめられてきたのは、被申請人が、遮蔽物のない加工場において建築部材の加工作業を行い、切削・打撃音、加工部材の積み込み等による騒音・振動を発生させてきたことによるものである、との原因裁定を求めるものです。

２　事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、手続を進めましたが、平成 24 年 7 月 31 日、申請人から都合により申請を取り下げる旨の申出があり、本事件は終結しました。

芦屋市におけるマンション工事からの騒音・振動による慰謝料等責任裁定申請事件
（平成23年（セ）第2号）

１　事件の概要

平成 23 年 3 月 10 日、兵庫県芦屋市の住民 1 人から、不動産会社及び建設会社を相手方（被申請人）として責任裁定を求める申請がありました。

申請の内容は以下のとおりです。被申請人らが施工したマンション建設工事の騒音・振動により、申請人は自律神経失調症を発症した外、家屋への損害、肉体的・精神的苦痛を受けたとして、被申請人らに対し、連帯して、損害賠償金 342 万 7,720 円の支払を求めるものです。

２　事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、2 回の審問期日を開催するとともに、平成 23 年 8 月 29 日、マンション建設工事による騒音・振動と健康被害及び家屋の損傷との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員 1 人を選任したほか、事務局による現地調査を実施するなど、手続を進めた結果、平成 24 年 8 月 7 日、本件申請を棄却するとの裁定を行い、本事件は終結しました。

上尾市における騒音・低周波音被害職権調停事件の調停条項に係る義務履行勧告申出事件
（平成24年（リ）第1号）

１　事件の概要

上尾市における騒音・低周波音被害職権調停事件は、埼玉県上尾市の住民 2 人が、隣接の理・美容院経営会社らを相手方（被申請人）とし、平成 9 年 2 月ごろに建築した被申請人の社屋及びその敷地内に設置されたエアコンの室外機等から生じる騒音及び低周波音並びに被申請人ら従業員の話し声や車のエンジン音などにより、強い不快感や不眠症に悩まされるなど、日常生活に多大な支障を被り、そのために多大な心痛や身体的苦痛を受けているとして損害賠償を求めた責任裁定申請事件について、職権で調停に付し（平成 22 年（調）第 1 号事件）、平成 23 年 9 月 15 日、調停が成立した事件です。

平成 24 年 5 月 29 日、前記調停事件の申請人らから、調停条項に係る義務履行の勧告を求める申出がありました。

２　事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申出受付後、直ちに主任委員を任命し、平成 24 年 8 月 2 日、事務局による履行状況の確認を行うなど、手続を進めましたが、平成 24 年 8 月 16 日、申出人らから都合により取り下げる旨の申出があり、本事件は終結しました。

鎌ケ谷市における医療施設からの騒音等による健康被害原因裁定申請事件
（平成22年（ゲ）第7号）

１　事件の概要

平成 22 年 12 月 2 日、千葉県鎌ケ谷市の住民 1 人から、医療法人と同法人の経営者を相手方（被申請人）として原因裁定を求める申請がありました。

申請の内容は以下のとおりです。申請人が健康被害を生じたのは、被申請人医療施設の厨房のボイラーから発生する機械騒音、低周波音及び振動並びにエアコン室外機の音によるものである、との原因裁定を求めるものです。

２　事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、2 回の審問期日を開催するとともに、平成 23 年 5 月 16 日、騒音及び低周波音と健康被害との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員 1 人を選任したほか、事務局による現地調査、現地測定調査を実施するなど、手続を進めた結果、平成 24 年 8 月 27 日、本件申請を棄却するとの裁定を行い、本事件は終結しました。

松戸市における建設工事からの騒音による慰謝料等責任裁定申請事件

（平成22年（セ）第10号）

１　事件の概要

平成 22 年 12 月 6 日、千葉県松戸市の住民 1 人から、建設会社を相手方（被申請人）として責任裁定を求める申請がありました。

申請の内容は以下のとおりです。被申請人が施工した建築工事から発生した作業騒音により、申請人は不眠症の健康被害及び転居費用等の財産上の被害を受けたとして、被申請人に対し、損害賠償金 180 万円の支払を求めるものです。

２　事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、3 回の審問期日を開催するとともに、事務局による現地調査を実施するなど、手続を進めた結果、平成 24 年 9 月 10 日、本件申請を一部認容するとの裁定を行い、本事件は終結しました。

３　土地利用調整に関する受付事件の概要（平成24年7月～9月）

受付事件の概要

宮城県岩沼市押分字西土手地内の賃借権設定不許可処分に対する取消裁定申請事件

（平成 24 年（フ）第 2 号）平成 24 年 8 月 23 日受付

申請人が、宮城県知事（処分庁）に対し、砂利採取のため農地法第 5 条に基づく農地の賃借権設定の許可を求めたところ、所有権を有している者全員の同意を得ていないため同法第 5 条第 2 項第 3 号の規定により不許可とされた処分について、取消を求めて不服裁定を申請したものです。